

第632号  
令和4年2月15日



# 東北税理士会報

発行所 東北税理士会 〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7-41 電話 022-293-0503  
発行責任者 会長 高澤 圭一 編集責任者 広報部長 齊藤 真紀 印刷所 (株)孔栄社  
ホームページアドレス <https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/>



霧氷シンフォニー（秋田県・上小阿仁村）

山本 登（秋田南）

## 災害税制の国際比較

国際特別委員会では、外国人向けの無料税務相談、会員向けの国際税務セミナー、会報の国際税務ミニコラムの他、海外の税制研究も実施している。現在、アメリカの災害税制の研究を進めているところであり、近くその内容を会員向けに紹介できるように取り組んでいる。

関係資料をひも解きながら、税制には、その国のスピリットが反映されているように感じる。事業主が被災者を雇用した際の給与の税額控除は日米共通であるが、アメリカでは、被災勤労者自身も税額控除を受けることができ、被災者の就労促進と経済的自立を図る。児童税額控除は、子育て家庭等の経済支援であるが、勤労所得があることを要件とする。更に、自助努力での災害への備えを促進するため、ハリケーン被害に対

する住宅再建支援は、災害保険未加入者は30%減額されている。

東日本大震災では、私自身、宮城県女川町にあった自宅は全流失し、8割の戸主が甚大な被害を受けた。10年余り経過した現在、個々の企業の状況は、その越し方=スピリットにより、大きく様相を異にする。隣町にて定点観測を続けてきた私の結論は、アメリカの税制のスピリットに酷似する。

（参考資料：『災害税制の研究～米国災害税を含めて  
東日本大震災までを振り返る～』  
実務出版 増山裕一著）

（国際特別委員会委員長 丸岡 美穂）